



日本弁理士会 副会長
稲葉良幸

副会長に就任して

今月のことば

monthly word

いやしくも弁理士会副会長になる者は、それなりの下積みを経るなどのステップを踏み、会務等々を十分に経験したものでなければならないと理解しておりましたところ、そのような十分な下積みや経験のない小職が副会長という大役を演じ始めて2ヶ月が過ぎようとしております。昨年10月より次年度会務検討委員会なるものが立ち上がり、そこで副会長としての最低限の知識を得るよう努力をしてはみたものの、焼け石に水の状態で4月を迎え、会務がスタートしました。一度読んだり聞いただけではその本当の意味するところが理解できない言葉や単語が数多く飛び交い、周りの方々に一々ひそかに聞いてみるというのが現状です。

このように書けば、何やら会務の無知や無経験について聞き直っているように聞こえるかもしれませんが、決してそうではなく、むしろ遅れを取り戻そうと必死で努力しているところです。ただ、もう少し物事を分かりやすく表現し、整理すれば私のような者でもより容易に会務に従事できるのではと思っているところであり、その方向で会務がより分かりやすくなるように努力したいと思っております。

小職は国際活動センターをはじめ産業競争力推進委員会等、比較的国際的な分野の委員会の担当ですが、特に国際担当副会長になってよく耳にする言葉は、弁理士会の国際活動にどうして多くの予算を使う必要があるのか、弁理士会の軸足はあくまでも会員の利益を守るところにあるべきところ、一般会員には弁理士会の国際活動が本当に還

元されていない、等々であります。特に諸外国の組織との交流に多大の費用が掛かっているが、その交流なるものが一部の会員の間だけで、一般会員の全く目の届かないところで行われているというものです。

このような声は一々ごもっともでありまして、何らかの改善が必要なのかもしれません。ただ、弁理士会が海外の団体等と交流することを全く否定することがこのような声の本意ではないと思われれます。海外の団体との交流はいわゆる弁理士会の外交の中心であり、このような交流なしに弁理士会の国際的な活動、ひいては個々の弁理士の国際的な活動はありえず、このような交流の重要性は言を俟たないものであります。また現在のところ、日本弁理士会とアメリカ合衆国知的財産協会(AIPLA)をはじめ海外の諸団体との関係は大変良いものではあります。このような関係は一朝一夕に出来上がったものではなく、先輩方の長年のご努力によって築かれたわけであり。それら関係や交流をいたずらに否定、中止するのは得策ではありません。むしろこのような国際交流をさらに良質なものにし、知財立国たる日本の弁理士会の世界規模の社会貢献を促進し、個々の交流については、逐一、より分かりやすく一般会員に報告することが肝要であると思われれます。

本年度の事業計画も定まり、中島会長をはじめ執行役員は一丸となってこの計画を遂行すべく日夜努力しているところです。事業計画の詳細は弁理士会のホームページに掲載されますのでそれをご参照いただくこととし、ここでは別の観点から

弁理士会の方向につき触れさせていただきたいと存じます。

小職は、弁理士と弁護士が一つ屋根の下で一緒に働いている総合法律事務所のメンバーの一人であり、弁理士部門を設立当初から立ち上げてまいりました。そして、事務所設立当初から今まで常に頭の片隅にあつて小職を悩ませてきたことは、弁理士は弁護士とどのように関わり、連携するべきか、ということです。小職の場合は、幸いにも設立以来すばらしいパートナー弁護士に恵まれてここまで大過なく過ごしてこることができましたが、一般に弁理士が弁護士とどのように関わるべきか、という問いについては明確な答えはまだ出ておりません。

先輩諸先生方の努力のおかげで弁理士の業務範囲の拡大がある程度達成され、以前は弁護士のみがなした業務に弁理士が携わる機会が増えてきました。私は、将来的には、弁理士が単独で、侵害訴訟代理等を含む知的財産権業務全般も行えるようにならなければならないと考えております。しかし、現状での社会の認識は、いわゆるプロセキューションという業務は弁理士に頼むものの、それを除いた知的財産業務についてはやはり弁護士の力を借りるべき、というものです。また、そのような業務には、弁護士に一日の長があるものが多くあるのも事実です。弁護士の側からすれば、弁理士の特許に関するサポートの必要性は言うに及ばず、商標や意匠の分野でも弁理士のサポートは必要であると考えていると存じます。すなわち、今しばらくの間は、弁理士がプロセキューション以外の業務をする機会が増えれば増えるほど、弁護士との連携の機会も増えるということであり、広く知的財産権に関する業務全般を志向する弁理

士の方々にとって、弁護士との連携は益々密にならざるを得ないと思っております。

このことは、弁理士にとって決してマイナスにはならないと存じます。弁理士が特許出願や商標登録出願業務という一般社会とはかけ離れた言わば特殊な世界に埋没していた時代から、より一般的な社会に足を踏み出したことを意味し、弁理士も出願業務の特殊な世界での評価だけではなく、より一般的な世界での評価に晒されることを意味するわけであります。弁理士の質の向上が叫ばれておりますが、そのためには、上記のように弁理士が弁理士以外の世界とできるだけ多く関わるのが重要であると考えております。

弁理士の質の向上に重要なもう一つのことは、当然のことではありますが、弁理士同士、さらには弁理士と他の業種の人たちとの間でも自由に競争し合い、互いに切磋琢磨し合ってゆくことであると考えます。リーガルサービスの質も他のサービスの場合と同様、互いに競争し合って初めて高められていくものと考えます。

このような観点での弁理士会の役割を考えますと、まずは自由競争の土壌、異業種との連携の土壌を確保し、夫々の弁理士の方々が夫々の専門分野で夫々のビジネスモデルを持って活躍できる環境づくりをし、仮にそれを阻害する要因が見つかった場合にはそれを取り除くということではないでしょうか。これらのことは弁理士個人ではなかなかやり難いことと存じます。

以上、2ヶ月足らずの弁理士会副会長の思いであります。これからも最大限の努力をさせていただき所存ですのでご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上